

社会福祉法人五島市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人五島市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 会長、副会長とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは別に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 会長、副会長 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) その他の委員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 4 その他の委員等に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号により報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第3条の規定に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用(別表5)を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに会長、副会長に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 会長、副会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会長、副会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (会長・副会長の報酬)

役職名	報酬の額
会長	月額 50,000円
副会長	月額 30,000円 *業務担当を兼務

別表2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,500円

(2) 監事

	日 額
監事監査等会議への出席	5,500円

別表3 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会等会議への出席	5,500円

別表4 (その他の委員)

福祉資金貸付事業運営委員会及び生活福祉資金調査委員会への出席	日額 2,000円
その他の委員会等への出席	その都度会長が決定する

別表5 (第6条第2項の係る費用)

- (1) 役員等が招集に応じて出席するため、定期の船又は車を利用した場合には、費用弁償として船車賃の実費を支給する。
- (2) 役員等が招集に応じて出席するため自動車等を使用した場合には費用弁償として、五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例第6条第2項各号に掲げる額を準用して下記表のとおり支給する。
- (3) 上記(2)に規定する費用は、関係行政職員には支給しない。

使用距離の区分			支給日額	
使用距離	2 km以上	5 km未満	1日	100円
〃	5 km以上	10 km未満	〃	210円
〃	10 km以上	15 km未満	〃	360円
〃	15 km以上	20 km未満	〃	510円
〃	20 km以上	25 km未満	〃	660円
〃	25 km以上	30 km未満	〃	800円
〃	30 km以上	35 km未満	〃	950円
〃	35 km以上	40 km未満	〃	1,100円
〃	40 km以上	45 km未満	〃	1,240円
〃	45 km以上	50 km未満	〃	1,340円
〃	50 km以上	55 km未満	〃	1,430円
〃	55 km以上	60 km未満	〃	1,530円
〃	60 km以上		〃	1,620円